

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和 7 年 2 月 1 4 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

児童扶養手当証書の誤送付について

1. 概要と事実経過

令和 7 年 2 月 13 日（木）、市民（以下「A 氏」という。）から電話連絡があり、届いた封筒に市内在住の別の方（以下「B 氏」という。）の「児童扶養手当証書」が混入していたとのご連絡がありました。

子育て支援政策課の窓口業務を受託している事業者（パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社）に確認したところ、2 月 10 日（月）に発送した A 氏宛ての特別児童扶養手当の認定通知書に、B 氏の児童扶養手当証書が誤って同封されていたことが判明しました。

2. 個人情報の内容

B 氏の住所、氏名、生年月日、児童扶養手当月額、支給対象児童数、支給開始年月、支払金融機関

3. 判明後の対応

令和 7 年 2 月 13 日（木）の判明後、速やかに A 氏に電話連絡し、同 14 日（金）に A 氏の自宅を訪問しました。誤送付した「児童扶養手当証書」を回収するとともに、事情を説明した上で謝罪し、ご了承をいただきました。

同日、B 氏に電話連絡し、事情を説明した上で謝罪し、ご了承をいただきました。

4. 発生原因

以前から個人情報の取り扱いについては、誤送付等がないようダブルチェックするなど委託事業者に周知徹底していたにもかかわらず、このような事案が発生したことについては、チェック体制が形骸化していたことが原因と考えられます。

5. 再発防止について

文書の送付や交付の際には、チェックポイントの内容を再度周知するとともに、作業が形骸化とならないよう委託事業者に指導しました。また、事務処理手順を見直したうえでチェック体制を強化してまいります。

問合せ：守口市役所こども部子育て支援政策課

電話 06-6992-1665（直通）